

第172号議案

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

人事院勧告に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 豊岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市職員の給与に関する条例（第1条関係）
令和2年12月期の期末手当について、支給割合を100分の130から100分の125に改めること。（第28条関係）
- (2) 豊岡市職員の給与に関する条例（第2条関係）
令和3年6月期以後の期末手当について、支給割合を100分の125から100分の127.5に改めること。（第28条関係）
- (3) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）
特定任期付職員の令和2年12月期の期末手当について、支給割合を100分の170から100分の165に改めること。（第9条関係）
- (4) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）
特定任期付職員の令和3年6月期以後の期末手当について、支給割合を100分の165から100分の167.5に改めること。（第9条関係）

2 附則

この条例中第1条及び第3条の改正規定は公布の日から、第2条及び第4条の改正規定は令和3年4月1日から施行すること。

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>(期末手当) 第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> | <p>(期末手当) 第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> |

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>(期末手当) 第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> | <p>(期末手当) 第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> |

豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p> | <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p> |

豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p> | <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p> |

第173号議案

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

市長等の期末手当の支給割合を改定するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年豊岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）

令和2年12月期の期末手当について、支給割合を100分の225から100分の220に改めること。（第3条関係）

(2) 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）

令和3年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の220から100分の222.5に改めること。（第3条関係）

2 附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行すること。

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p> | <p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p> |

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の220</u> を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p> | <p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p> |

第174号議案

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第28条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第22条第1項中「第28条第4項」を「第28条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第2条 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項後段を削る。

第22条第1項中「第28条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」を「第28条第4項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第1条関係）
令和2年12月期の期末手当の支給割合について、給与条例の100分の125を100分の130に読み替えること。（第12条、第22条関係）
- (2) 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条関係）
令和3年6月期以後の期末手当について、給与条例の規定を準用すること。
（第12条、第22条関係）

2 附則

この条例中第1条の改正規定は公布の日から、第2条の改正規定は令和3年4月1日から施行すること。

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第12条 給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第22条 給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第28条第4項中「それぞれその基 中「それぞれその基 準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、<u>「それぞれの基準日現在において、パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を受ける場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 略</p> | <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第12条 給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第28条第2項中「100分の125」とあるのは、<u>「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第22条 給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第28条第2項中「100分の125」とあるのは、<u>「100分の130」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、<u>「それぞれの基準日現在において、パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を受ける場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>2・3 略</p> |

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第12条 給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第28条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第22条 給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第28条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日現在において、パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を受ける場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p> | <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第12条 給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第22条 給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第28条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日現在において、パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を受ける場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p> |